

総会

配布：一般

2014年2月12日

第68会期

議事日程議題 21(b)

**2013年12月20日に総会により採択された決議**

[第二委員会の報告書 (A/68/440/Add.2) に基づく]

**68/221. 2015年、光および光技術の国際年**

総会は、

国際年の宣言に関する1998年12月15日の53/199と2006年12月20日の61/185の総会決議および国際年の宣言のための合意した基準に関する、国際年と記念祭に関する1980年7月25日の経済社会理事会決議1980/67、とりわけその付属文書の第1項から第10項、並びに国際年は、その組織および資金調達のための基本的取極が為される前に宣言されるべきではないことを述べた第13項と14項を再確認し、

世界の住民の生活におけるそして多様なレベルにおける地球社会の将来の開発のための光および光技術の重要性を認識し、

光科学および光技術の世界的な認識の向上およびその教育を増やすことは、持続可能な開発、エネルギーおよび地域保健のような課題に対処すること並びに先進国および途上国双方の生活の質を改善することのために不可欠であることを強調し、

光科学および光技術の応用は、とりわけ医療、エネルギー、情報とコミュニケーション、光ファイバー、農業、鉱業、天文学、建築学、考古学、芸能、芸術および文化、並びに多くの他の産業やサービスにおける既存のまた未来の前進にとって不可欠であること、そして光技術は、情報および

び増加している社会的な健康と福祉に対するアクセスを提供することによるものを含んで、国際的に合意された開発目標の実現に貢献することを考慮し、

技術と計画が、とりわけエネルギーの浪費を制限することにより、より大きなエネルギーの効率性を達成することにおいて、そして闇夜を保護するために重要である、光公害の削減において、重要な役割を果たすことができることもまた考慮し、

2015 年が、1015 年のイブン・アル・ハイサムによる光に関する研究、1815 年のフレネルにより提案された波動説、1865 年にマクスウェルにより提案された光伝播についての電磁理論、1905 年の光電効果についてのまた 1915 年の一般相対論を通した宇宙論に光をはめ込むことについてのアインシュタインの理論、ともに 1965 年のペンジアスとウィルソンの宇宙マイクロ波背景放射の発見および光通信のためにファイバー内に光を電送することに関するカオの業績を含む、光科学の歴史における一連の重要な画期的な出来事の記念祭と同時であることに留意し、

2015 年におけるこれらの発見の記念祭についてのお祝いが、科学の部門における女性の地位と能力の向上についてまたとりわけ発展途上国の、若い人々の中に科学教育を促進することを目立たせ、異なる文脈における科学的発展の継続した性質を強調する重要な機会を提供するであろうことを考慮し、

その 2013 年の本会期において、経済社会理事会が、「科学、科学技術および技術革新並びに持続可能な開発を促進することおよびミレニアム開発目標を達成することのための、文化の潜在能力」という主題の下で、年次の閣僚の再検討のためのその活動を準備したことに留意し、

「我々の求める未来」<sup>1</sup>という主題で、2012 年 6 月 20 日から 22 日まで、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれた、持続可能な開発に関する国際連合会議の成果文書を再確認し、

2015 年国際光年を宣言する自発的活動の国際連合教育科学文化機関の第 190 回会合における同機関の執行理事会による支持<sup>2</sup>および 2013 年 11 月 19 日の、その第 37 会期での総会による自発

---

<sup>1</sup> 決議 66/288、添付文書。

<sup>2</sup> 国際連合教育科学文化機関、文書 190EX/Decision、決定 47。

的活動の採択<sup>3</sup>に留意し、

1. 2015年光および光技術の国際年を宣言することを決定する。
2. 国際連合教育科学文化機関に対し、経済社会理事会決議 1980/67 の添付文書の条項に注意して、政府、国際連合制度の関連する諸機関、国際科学会議および他の関連する学術研究並びに非政府機関と共同して国際年の準備と実施を促進することを招請する。
3. 上記の本決議の実施からおよび主導的機関の職務権限の範囲内の現在の活動を超えて生じるであろうあらゆる活動の経費は、民間部門からのものを含む、自発的拠出金で賄われるべきことを強調する。
4. 全ての国家、国際連合制度および国際年を利用する全ての他の関係者に対し、国際的な協力関係を通じたものを含む、あらゆるレベルでの活動を促進すること、そして光科学、光学および光技術並びに新知識および関連活動への広範なアクセスを促進することの重要性について一般社会の中に認識を増すことを奨励する。
5. 国際連合教育科学文化機関に対し、経済社会理事会決議 1980/67 の添付文書第 23 項から 27 項の規定に注意して、特に国際年の評価に関して詳しく述べつつ、本決議の履行について総会の第 71 会期に総会に通知することを要請する。

第 71 回本会合

2013 年 12 月 20 日

---

<sup>3</sup> 同書、総会報告書、第 37 会期、パリ、2013 年 11 月 5 - 20 日、第 1 巻、決議、第 V 節、決議 25.